

障害者の雇用の是正を求める意見書

8月28日、厚生労働省は、国の行政機関における昨年6月1日時点の障害者雇用数に算入すべきでない3,460人が含まれており、職員全体に占める障害者の割合は法定雇用率である2.3%を大きく下回る1.19%となり、33機関のうち8割を超える27機関で合計3,396人が法定雇用率の達成に不足していたことを発表した。

また、同様の問題が自治体にもあることが判明し、都道府県では37府県に不適正な算入があることが確認されている。

これらは、障害者の雇用の促進等に関する法律の目的である障害者の職業の安定を図ることに反するものであり、民間事業者が障害者の雇用拡大のため働き方改革や仕事作りに取り組んできた一方で、国の行政機関や自治体は取り組んでこなかったと受け取られてもやむを得ないものであるとともに、国及び自治体は障害者の働く機会が失われたという事実を重く受け止めなければならない。

よって、国におかれては、ハンディキャップを乗り越え、持てる能力を行政の場で発揮したいと願う障害者の雇用の是正を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 障害者雇用数の不適正な算入の実態を把握し、原因を究明すること。
- 2 国の行政機関及び自治体において現に働いている者の雇用を維持しながら、法定雇用率達成に向けて取り組むこと。
- 3 国の行政機関及び自治体における障害者雇用の実態を調査する仕組みがない現行制度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣